

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 介護医療院の開設許可
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
 - 平成三十年代クリーニング師試験の実施
 - 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
 - 〃
 - 第四十七期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【選挙管理委員会】
- 公職選挙法事務取扱規程の一部改正
 - ポスター掲示場に関する規程の一部改正
- （以上県例規集登載）

指導監査室
障害福祉課

〃

県民生活交通課

生活衛生課

経営支援課

〃

労働雇用政策課

建築指導課

選挙管理委員会

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次の介護医療院の開設を許可した。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院ルミエール

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町宮地三三三六番地一五

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団吉美会吉備高原ルミエール病院

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町宮地三三三六番地一五

三 許可年月日

平成三十年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三九〇〇〇一三

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第四百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
マスカット薬局穂浪店	備前市穂浪二八三五―九	調剤	平成三十年八月一日
きたぞの薬局河辺店	津山市北園町七六九―一	調剤	平成三十年八月一日
れんげ薬局	総社市中央六丁目一五―一九	調剤	平成三十年八月一日

◎岡山県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町七九	調剤	平成三十年七月一日
井上薬局宇野店	玉野市宇野一丁目四二―二五	調剤	平成三十年八月一日
日本調剤井笠薬局	笠岡市笠岡五六―八一―一七	調剤	平成三十年八月一日

〔三九一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マルイ・エンゲージメントキャピタル

三 代表者の氏名

松田 欣也

四 主たる事務所の所在地

津山市二宮七一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山および鳥取両県の地域住民に対し、持続可能な社会の実現に向けて、生活・文化環境の向上に関する事業を行うとともに、地域活動に取組む団体への運営支援を通じて、魅力ある地域社会の創出に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

その他の事業の種類

〔三九二〕クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

平成三十年十月十六日（火曜日）

学科試験 十時三十分から十二時十分まで

技能試験 十三時三十分から

2 場所

岡山市中区西川原二五番地 おかやま西川原プラザ

二 試験科目

1 学科試験

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗濯物の処理に関する知識

2 技能試験

繊維の鑑別

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされた者

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成三十年九月十日（月曜日）から同月十八日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵送又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、平成三十年九月十日（月曜日）から同月十八日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、(1)から(4)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支

所を除く。以下同じ。)へ持参により提出すること。ただし、平成二十九年度に岡山県が実施したクリーニンング師試験の受験願書を提出した者は、(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通
受験願書に受験手数料として九千七十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通
(3) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の手札形(縦十・五センチメートル、横八センチメートル程度)の写真を貼り付けること。

(4) 三の受験資格があることを証する書類

2 県外居住者にあつては、1(1)から(4)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成二十九年度に岡山県が実施したクリーニンング師試験の受験願書を提出した者は、1(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

平成三十年十一月六日(火曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>)上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、その旨を通知する。

七 その他

1 受験者には、受験票を送付する。

2 受験手続等について不明の点は、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課(電話〇八六一二二六一七三三五)へ問い合わせること。

3 受験願書等は、最寄りの保健所及び岡山県保健福祉部生活衛生課で交付する。
なお、郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼った返信用封筒(定形のもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

〔三九三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ高崎店

所在地 玉野市東高崎字船津二五番地一四九ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備ホールディングス株式会社

住所 岡山市東区西大寺上一丁目一番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

ア 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

(変更後)

ア 荷さばき施設一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで
4 変更年月日
平成三十年九月二十一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二十平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百三十七台

イ 駐輪場の収容台数 四台

ウ 荷さばき施設の面積 八十五・七平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 十七・三九立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

イ 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

二 届出年月日

平成三十年八月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月十日から同年十二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

〔三九四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ美作店

所在地 美作市豊国原一〇一七番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前九時

（変更後） 午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十一時

（変更後） 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

（変更後） 午前六時三十分から午前零時三十分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後七時まで

（変更後） 午前五時から午後九時まで

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

4 変更年月日

平成三十年八月九日

二 届出年月日

平成三十年八月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月十日から同年十二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

〔三九五〕第四十六期岡山県労働委員会の委員の任期が平成三十年十一月二十七日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十七期岡山県労働委員会の委員のうち、労働者委員及び使用者委員の候補者（以下「候補者」という。）について、次のとおり推薦を求める。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する使用者団体

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 委員の定数及び任期

1 委員の定数 労働者委員及び使用者委員のそれぞれにつき五名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から二年

四 提出書類

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式一）

(2) 候補者の履歴書

(3) 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式二）

(2) 候補者の履歴書

五 書類の提出期限

平成三十年十月十五日（月）。なお、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式1

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，岡山県労働委員会労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略歴	備考

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式2

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

使用者団体の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，岡山県労働委員会使用者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属	略歴	備考

〔三九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三七―二、一三三七―五、一三三八―八、一三三八―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区米倉一五二―二ラ・リユ―A二〇一

小林 健太

小林 恭子

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇三号

◎岡山県選管告示第四十四号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

目次中「第十三条の二―第十三条の五」を「第十三条の二―第十三条の四」に、「第十六条―第三十三条の三」を「第十六条―第三十三条の四」に、「第三十三条の四―第三十三条の十五」を「第三十三条の五―第三十三条の十七」に改める。

第五条の見出しを「投票区の設置等の報告」に改め、同条中「を変更」の下に「廃止を含む。次項において同じ。」を、「第十七条第三項」の下に「又は令第九条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市町村委員会は、法第十七条第三項又は令第九条の二の規定により、市町村の区域を分けて数投票区を設け、又は当該投票区を変更する旨の告示をするときは、様式第二号に準じてしなければならない。

第六条を次のように改める。

（分割開票区等を設けることができる特別の事情の届出）

第六条 市町村委員会は、令第十条の二第一項の規定により分割開票区を設けることができる特別の事情の届出をするときは、様式第三号によりしなければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合の届出も、同様とする。

2 数市町村の選挙管理委員会は、令第十条の二第二項の規定により数市町村合同開票区を設けることができる特別の事情の届出をするときは、様式第三号の二によりしなければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合の届出も、同様とする。

3 前項の規定は、令第十条の二第三項の規定により数区合同開票区を設ける場合について準用する。この場合において、前項中「数市町村の選挙管理委員会」とあるのは「岡山市選挙管理委員会」と、「令第十条の二第二項」とあるのは「令第十条の二第三項」と、「数市町村合同開票区」と読み替えるものとする。

第七条の見出しを「選挙時登録の基準日の告示」に改め、同条中「被登録資格の決定の基準となる日等」を「選挙時登録の基準日」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条第一項中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第十三条の四を削る。

第十三条の五中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同条を第十三条の四とする。

第三十二条第三項中「第四十六条」を「第四十六条第二項から第四項まで」に、「投票管理者」を「投票管理者」に改める。

第三十三条第三項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第四十八条第二項から第四項まで」に改める。

第三十三条の三第二項中「第四十九条」を「第四十八条の四」に改める。

第三十三条の十五を第三十三条の十七とし、第三十三条の十四を第三十三条の十六とし、第三十三条の十三を第三十三条の十五とし、第三十三条の十二を第三十三条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区の告示及び通知)

第三十三条の十四 市町村委員会は、令第四十九条の十二第五項の規定により開票区を指定した旨の告示をするときは様式第四十号の十七に、開票管理者へ通知するときは様式第四十号の十八にそれぞれ準じてしなければならない。同条第六項、第七項及び第九項の規定により開票区を定め、又は指定した旨の告示及び通知をするときも、同様とする。

第三十三条の十一を第三十三条の十二とし、第三十三条の四から第三十三条の十までを一条ずつ繰り下げ、第三十三条の三の次に次の一条を加える。

(共通投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区の告示及び通知)

第三十三条の四 市町村委員会は、令第四十九条第五項の規定により開票区を指定した旨の告示をするときは様式第二十八号の四に、開票管理者へ通知するときは様式第二十八号の五にそれぞれ準じてしなければならない。同条第六項、第七項及び第九項の規定により開票区を定め、又は指定した旨の告示及び通知をするときも、同様とする。

第四十七条の見出しを「指定船舶等乗船舶員投票送信用紙等交付簿」に改め、同条中「委員長」を「委員長(次項において「委員長」という。)」に、「指定船舶乗船舶員投票送信用紙等交付簿」を「指定船舶等乗船舶員投票送信用紙等交付簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員長は、令第五十九条の六の三の規定によりとつた措置について様式第四十九号の二による指定船舶等乗船舶員投票送信用紙等交付簿に記載しなければならない。

第四十七条の二中「様式第四十九号の二」を「様式第四十九号の三」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(開票立会人となるべき者を届け出るべき市区町村の告示)

第五十一条の二 市町村委員会は、令第七十条の三第二項又は第六項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき市区町村の選挙管理委員会を定め、又は指定した旨の告示をするときは、様式第五十七号の二に準じてしなければならない。

第六十一条中「第四十八条第一項又は第二項」を「第四十八条第二項から第四項まで」に、「第七十八条第一項又は第二項」を「第七十八条第二項から第四項まで」に改める。

第七十三条第三項中「第二項又は第十項」を「から第三項まで又は第十一項」に改める。

第七十三条の二中「第九十二条第六項、第七項若しくは第十項」を「第九十二条第七項、第八項若しくは第十一項」に、「第九十二条第八項」を「第九十二条第九項」に改める。

第八十三条中「第四十八条第一項又は第二項」を「第四十八条第二項から第四項まで」に改める。

第八十七条第一項中「第四条」の下に、「第六条」を加え、「第四十六条第一項」を「第四十六条第三項及び第四項」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条第三項及び第四項」

に、「第七十八条第一項に関する部分に限る。」を「第七十八条第三項及び第四項に関する部分に限る。」、第五十一条の二に改め、「第百条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「から第七十四条まで」を、「第七十二条、第七十三条（令第九十二条第三項に関する部分に限る。）、第七十四条」に改め、「第九十九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「及び第六条」を削る。

様式第二号中「第十七条第二項」の下に「（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二）」を加える。

様式第三号を次のように改める。

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第3号（分割開票区を設けることができる特別の事情等の届出）（第6条関係）

第 号
年 月 日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

市町村選挙管理委員会委員長



分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

選挙について、次のとおり分割開票区を設けることができる特別の事情がある（特別の事情がなくなった）（特別の事情に重要な変更があった）と認められるので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第10条の2第1項の規定により届け出ます。

記

1 開票区に関する事項

（設定前（変更前））

開票区名	開票所設置場所	区	域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人

（設定後（変更後））

開票区名	開票所設置予定場所	区	域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 開票区を分けて設けることができる特別の事情

（特別の事情がなくなった経緯）

（特別の事情に係る重要な変更の内容）

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第3号の2 (数市町村(数区)合同開票区の設置に係る特別の事情等の届出) (第6条関係)

第 年 月 日 号

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

市町村選挙管理委員会委員長



数市町村(数区)合同開票区の設置に係る特別の事情の届出について

選挙について、次のとおり数市町村(数区)合同開票区を設けることができる特別の事情がある(特別の事情がなくなった)(特別の事情に重要な変更があつた)と認められるので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第10条の2第2項(第3項)の規定により届け出ます。

記

1 開票区に関する事項
(設定前(変更前))

市町村(区)名	開票区名	開票所設置場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人

(設定後(変更後))

市町村(区)名	開票区名	開票所設置予定場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人

<参考>

市町村(区)名	開票区名	開票所設置予定場所	区 域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人

- 備考 1 数市町村合同開票区に係る届出は、関係する市町村選挙管理委員会が連名で行うこと。
2 区域の概略図等必要な書面を添付すること。
3 <参考>には合同開票区に含まれない区域を記入すること。

2 開票区を合わせて設けることができる特別の事情
(特別の事情がなくなった経緯)
(特別の事情に係る重要な変更の内容)

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第4号（選挙時登録の基準日の告示）（第7条関係）

告示第 号

年 月 日執行の

録の基準日を次のとおり定めた。

年 月 日

選挙時登録の基準日

年 月 日

選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登

岡山県（市区町村）選挙管理委員会委員長

様式第5号 削除

様式第八号中「第30条」を「第30条第1項」に改め、
 「4 再調製、縦覧及び確定に関
 する期日、期間等の予定」を
 「4 再調製の期日及び異議の申
 出期間の予定」に改める。

様式第九号備考中「書面」の次に「又は法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書」を加える。
 様式第十号の六を削る。

様式第十二号中

選挙時登録	基準日	年 月 日	告示年月日	年 月 日
	登録日	年 月 日		年 月 日
縦覧期間	年 月 日～年 月 日			

「

選挙時登録の基準日	年 月 日
-----------	-------

」

改める。

様式第十八号中「第33条の5」を「第33条の6」に改める。

様式第二十号中「第33条の6」を「第33条の7」に改める。

様式第二十一号及び様式第二十二号中「第33条の7」を「第33条の8」に改める。

様式第二十六号中「第33条の8」を「第33条の9」に改める。

様式第二十八号の三中「第49条」を「第48条の4」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第28号の4 (共通投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区の告示) (第33条の4関係)

告示第 号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第四十九条第五項(第六項)(第七項)(第九項)の規定により、 年 月 日執行の 選挙における
共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区を次のとおり指定した
(定めた)。

年 月 日

市区町村選挙管理委員会委員長

投票人の属する投票区	送致先開票区	開票管理者氏名

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第28号の5（共通投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区の通知）（第33条の4関係）

第 号
年 月 日

開票区
開票管理者 殿

市区町村選挙管理委員会委員長



投票箱等の送致を受けるべき開票区について（通知）

年 月 日執行の 選挙において、あなたが開票管理者を務める開票区を共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区に指定した（定めた）ので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条第5項（第6項）（第7項）（第9項）の規定により通知します。

記

送致される投票箱に投函した者の属する投票区

様式第三十号中「第33条の10」を「第33条の11」と改める。

様式第三十二号中「第33条の12」を「第33条の13」と改める。

様式第三十三号及び様式第三十四号中「第33条の14」を「第33条の16」と改める。

様式第三十七号中「繰り上げたので、」を「繰り上げた旨県選挙管理委員会から通知があつたので（投票期日を次のとおり繰り上げたので）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第46条第2項（第3項）（第4項）の規定により」と改める。

様式第三十九号の三中「投票の期日を繰り延べることとしたので（投票の期日を繰り延べることとした旨県選挙管理委員会から通知があつたので）」を「投票の期日を繰り延べることとした旨県選挙管理委員会から通知があつたので（投票の期日を繰り延べることとしたので）」と「第48条第1項（第2項）」を「第48条第1項（第2項）」や「第48条第2項（第3項）（第4項）」と改める。

様式第四十号中「定めたので（繰延投票の期日を次のとおり定めた旨県選挙管理委員会から通知があつたので）」を「定めた旨県選挙管理委員会から通知があつたので（繰延投票の期日を次のとおり定めたので）」と「第48条第1項（第2項）」を「第48条第2項（第3項）（第4項）」と改める。

様式第四十号の二から様式第四十号の四までの改正中「第33条の4」を「第33条の5」と改める。

様式第四十号の五から様式第四十号の七までの改正中「第33条の5」を「第33条の6」と改める。

様式第四十号の八中「第33条の8」を「第33条の9」と改める。

様式第四十号の九及び様式第四十号の十中「第33条の9」を「第33条の10」と改める。

様式第四十号の十一中「第33条関係の9」を「第33条の10」と改める。

様式第四十号の十二から様式第四十号の十四までの改正中「第33条の9」を「第33条の10」と改める。

様式第四十号の十五及び様式第四十号の十六中「第33条の12」を「第33条の13」と改め、様式第四十号の十六の次に次の二様式を加える。

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第40号の17（期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区の告示）（第33条の14関係）

告示第 号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四十九条の十二第五項（第六項）（第七項）（第九項）の規定により、 年 月 日執行の 選挙における期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区を次のとおり指定した（定められた）。

年 月 日

市区町村選挙管理委員会委員長

投票人の属する投票区	送致先開票区	開票管理者氏名

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第40号の18 (期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区のお知らせ) (第33条の14関係)

第 号
年 月 日

開票区
開票管理者 殿

市区町村選挙管理委員会委員長



投票箱等の送致を受けるべき開票区について (通知)

年 月 日執行の 選挙において、あなたが開票管理者を務める開票区を期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票区に指定した (定めた) ので、公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第49条の12第5項 (第6項) (第7項) (第9項) の規定により通知します。

記

送致される投票箱に投函した者の属する投票区

様式第四十一号中「からコ」を「からサまでのうち」に

4	住所移転	コ・住所移転のため、本市町村以外に居住
---	------	---------------------

を

4	住所移転	ロ・住所移転のため、本市町村以外に居住
5	悪天候等	サ・天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

に定める。

様式第四十号中の「ロ」の箇中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同様式中の項を9の項とし、6の項を8の項とし、5の項の次に次のように加える。

6	令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した船員の氏名	性別	名簿登録番号	指定船舶等の名称	投票の月日又は送致を受けた日時	投票送信用紙用封筒の送致を受けた日時	選挙名	備考
		男・女						
7	令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した船員の氏名	性別	名簿登録番号	指定船舶等の名称	投票の月日又は送致を受けた日時	投票送信用紙用封筒の送致を受けた日時	選挙名	備考
		男・女						

様式第四十九号中「指定船舶乗船船員」を「指定船舶等乗船船員」に

指定船舶名	指定船舶等の名称
-------	----------

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 令第59条の6の4の規定による通知を受けた場合は、備考欄にその旨記載すること。

様式第四十九号の二を様式第四十九号の三とし、様式第四十九号の次に次の一様式を加える。

「 」

平成30年8月10日 岡山県公報 第12015号

様式第57号の2（開票立会人となるべき者を届け出るべき選挙管理委員会の告示）（第51条の2関係）

告示第 号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第七十条の三第一項（第五項）の規定により、 年 月 日執行の 選挙における 開票区において開票立会人となるべき者を届け出るべき選挙管理委員会を次のとおり定めた（指定した）。

年 月 日

岡山県（市町村）選挙管理委員会委員長

開票立会人となるべき者を届け出るべき選挙管理委員会

（市区町村）選挙管理委員会

◎岡山県選管告示第四十五号

ポスター掲示場に関する規程（昭和五十七年岡山県選管告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

第七条第三項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。